事業者概要・重要事項説明書

(事業者概要)

事業所名	黒埼病院介護医療院	法人名	医療法人社団晴和会
所在地	新潟市西区黒鳥2339-1	電話番号	025-370-7555
指定年月日	令和2(2020)年4月1日 (番号 15B0100023)	入所定員 Ⅰ型介護医療院	120人

職員の概要 職員配置比率 [看護 6:1] [介護 4:1]	医師	常勤換算　2.50以上
	薬剤師	1人以上
	看護職員	20人以上
	介護職員	30人以上
	理学療法士	1人以上
	作業療法士	1人以上
	言語聴覚士	1人以上
	管理栄養士	1人以上
	相談員	1人以上
	介護支援専門員	1人以上
	診療放射線技師	1人以上
	調理員	外部委託
	夜勤職員　常時	6人以上

施設の概要	敷地		17,370.19㎡
	建物構造	構造	鉄骨造　4階建の3階及び4階
		延べ床面積	3,003.36㎡
	居室		36室（4人部屋28室、個室8室）
	設備	食堂	188.4㎡
		機能訓練室	191.7㎡
		一般浴室	11.0㎡
		特別浴室	57.20㎡

<table>
<tr><td rowspan="12">非常災害時の対策</td><td colspan="2">消防訓練の実施:年2回 (地域消防署の協力を得た上で実施)
水防避難訓練の実施:年1回</td></tr>
<tr><td rowspan="11">非常災害設備
(建物全体)</td><td>スプリンクラー　819箇所</td></tr>
<tr><td>非常階段　2箇所</td></tr>
<tr><td>自動火災報知機　あり</td></tr>
<tr><td>誘導灯　3 6箇所</td></tr>
<tr><td>ガス漏れ報知器　あり</td></tr>
<tr><td>消火器　27本</td></tr>
<tr><td>防火扉等　20箇所</td></tr>
<tr><td>屋内消火栓　あり</td></tr>
<tr><td>非常通報装置　あり</td></tr>
<tr><td>漏電火災報知器　あり</td></tr>
<tr><td>非常用電源　あり</td></tr>
<tr><td>事業の目的</td><td colspan="2">要介護者に対し、適切な介護医療院施設介護を提供することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>運営の方針</td><td colspan="2">介護医療院の従業員は、要介護者であって、主として長期にわたり療養を必要とする者に対し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。
介護医療院サービスの実施にあたっては、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
介護医療院サービスの実施にあたっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携を努めるとともに、関係市町村との連携に努めるものとする。
前項のほか、「新潟市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年3月20日新潟市条例第25号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。</td></tr>
</table>

(重要事項説明)

1　事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護者に対し、適切な介護医療院施設介護を提供することを目的とする。
運営の方針	介護医療院の従業員は、要介護者であって、主として長期にわたり療養を必要とする者に対し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。 介護医療院サービスの実施にあたっては、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 介護医療院サービスの実施にあたっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携を努めるとともに、関係市町村との連携に努めるものとする。 前項のほか、「新潟市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年3月20日新潟市条例第25号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

2　提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は、介護医療院サービスです。

「介護医療院サービス」とは、介護医療院に入所し、療養上の管理、看護、医学的な管理による介護その他のお世話、機能訓練や医療を行うサービスのことです。

3　サービスを提供する職員

医師	診療・診察を担当します
看護職員	療養上の主に医療面のお世話を担当します
介護職員	療養上の主に生活面のお世話を担当します

理学療法士	機能訓練の指導を担当します
作業療法士	
言語聴覚士	
管理栄養士	食事の献立づくりや栄養管理、調理の指導を担当します
相談員	療養生活全般に関するご相談を担当します
介護支援専門員	施設における介護等の計画(施設サービス計画)の作成を担当します

4　相談・苦情窓口

＊介護医療院サービスに関する相談や苦情については、以下の担当者が対応いたします。

当施設相談窓口	３階介護医療院担当者：介護支援専門員　1名 ４階介護医療院担当者：介護支援専門員　1名 窓口営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日等除く） 午前８時４５分～午後１７時４５分 電話番号（代表）：０２５－３７０－７５５５ 担当者不在時は、相談員までお申し出ください。また、１階の公衆電話脇に投書箱を設置しておりますので、そちらもご利用ください。

＊公的機関においても、以下の機関で苦情申し立て等、相談ができます。

新潟市介護保険課	電話番号：０２５－２２６－１２６９
新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号：０２５－２８５－３０２２

5　個人情報の使用に係る同意

利用者及びその家族の個人情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲内で使用しますが、その同意については、別紙「個人情報について」への署名をもって同意したものとします。

（１）　使用する目的

①　介護サービス・医療サービスの提供

②　医療保険事務・介護保険事務

③　利用者に係る管理運営業務（入退所等の施設管理、会計経理、介護・医療事故の報告、介護・医療サービスの向上）

④　診療のために利用する他、施設・病院運営、教育・研修、他の介護・医療・福祉施設との連携等のための個人情報共有

⑤　家族への病状説明

⑥　診療請求等に係る、行政機関等からの照会への回答

⑦　医師賠償責任保険等に関する専門の団体、保険会社等への相談又はその結果の通知

上記①から⑦の介護・医療の提供に必要な利用以外に、介護・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料、学生の実習への協力、外部監査機関への情報提供、症例研究などに使用します。

（２）　使用にあたっての条件

①　個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外に漏れることのないよう細心の注意を払う

②　個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録しておく

6　利用料金

下記に定めるとおりです。支払い方法とその期日については、別紙「預金口座振替依頼書及び覚書ご提出のお願い」にて定められているものを原則とします。利用者負担額の減免制度等の対象者である場合はその認定の内容に基づいた負担額となります。

Ｉ型介護医療院サービス費（Ｉ）　　（１日につき）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
4人部屋	833単位	943単位	1,182単位	1,283単位	1,375単位
個室	721単位	832単位	1,2630単位	1,161単位	1,251単位

◎その他必要に応じて次の単位数に10.14円を乗じて得た額の1割(一定以上の所得のある方は2割または3割)が利用者負担となります。

・夜間勤務等看護(Ⅳ)：7単位(1日につき)
・外泊時費用：362単位(所定単位数に代えて、1日につき　1月に6日を限度)
・他科受診時費用：362単位(所定単位数に代えて、1日につき　1月に4日を限度)
・初期加算：30単位(1日につき)
・退所前訪問指導加算：460単位（入所中1回（又は2回）を限度）
・退所後訪問指導加算：460単位（退所後1回を限度）
・退所時指導加算：400単位（1回を限度）
・退所時情報提供加算(Ⅰ)：500単位(居宅へ退所した場合、1回につき)
・退所時情報提供加算(Ⅱ)：250単位(医療機関へ退所した場合、1回につき)
・退所前連携加算：500単位(1回を限度)
・訪問看護指示加算：300単位(1回を限度)
・協力医療機関連携加算：50単位(協力医療機関が規定された要件を満たしている場合、1月につき)5単位(上記以外の場合、1月につき)
・栄養マネジメント強化加算：11単位(1日につき)
・経口移行加算：28単位(1日につき)　・経口維持加算(Ⅰ)：400単位(1月につき)
・療養食加算：6単位(1回につき　1日3回が限度)
・緊急時治療管理：518単位(1月に1回、3日を限度)
・排せつ支援加算(Ⅰ)：10単位(1月につき)
・自立支援促進加算：280単位(1月につき)
・科学的介護推進体制加算(Ⅱ)：60単位(1月につき)
・安全対策体制加算：20単位（入所時1回を限度）
・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ：10単位(1月につき)
・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ：5単位(1月につき)
・新興感染症等施設療養費：240単位(1月に1回、連続する5日を限度)
・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）：10単位(1月につき)
・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)：22単位(1日につき)
・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)：所定単位数×5.1%に相当する単位数
・特別診療費：別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額の1割(一定以上の所得のある方は2割または3割)が利用者負担となります。詳しくは、別紙特別診療費の単位数表をご参照ください。

（２）居住費及び食費　(1ヶ月を30日として計算しています)

	1日あたり費用	1月あたり費用
居住費(4人部屋)	500円	15.000円
居住費(個室)	2,000円	60,000円
食費(経管食を含みます)	1,870円	56,100円

＊食費は1日単位の負担となります。

＊負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担額とします。

（３）その他の費用の内訳

通常のサービス以外に係る費用の内訳については、おおむね次のとおりです。ただし、下記料金は利用した場合のみ加算されます。(1ヶ月を30日として計算しています)

	1日あたり費用	1月あたり費用
Aセット (療養着・肌着＋日用品等)	490円　(料金表参照)	14,700円
Bセット(療養着のみ)	100円　(料金表参照)	3,000円
特別な室料	2,200円 (税抜2,000円)	66,000円 (税抜60,000円)
理美容料	実費 (料金表参照)	実費
私物 クリーニングサービス	実費 (料金表参照)	実費

7　協力医療機関

協力病院	黒埼病院
協力歯科医院	入船みなと歯科

8 サービス利用上の注意事項

（１）できるだけあなたの希望にあった施設サービス計画を作成し、この計画に

沿ったサービスを提供しますが、計画やサービスの内容等に不満がある場合は、遠慮なくお申し出ください。できる限り対応いたします。

（２）他の方の迷惑にならないように、次の項目についてご注意ください。これらの項目に再三に渡って違反する場合は、退所等の措置を取ることがあります。

来訪・面会※	面会時間は9時～20時です。お訪ねになる場合は、面会時間を守り、その都度職員にご連絡ください。また、来訪された方が宿泊するときは、必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊するときは、行き先及び帰宅時間を職員に連絡してください。
居室、設備、器具の使用	居室や施設内の設備・器具は、本来の使用方法に従って使用してください。
危険物	施設内に危険物の持ち込みはしないでください。
喫煙	施設内は全館禁煙です。
飲酒	施設内での飲酒や酒類の持ち込みはしないでください。
迷惑行為	騒音を立てるなど、他の入所者の方の迷惑になる行為はおやめください。また、他の居室にみだりに立ち入らないでください。
所持品管理	すべて自己管理とします。
金銭管理	金銭の持ち込みはご遠慮ください。持ち込まれた場合は、すべて自己管理です。
宗教活動 政治活動	施設内で他の入所者及び職員に対する宗教活動や政治活動はしないでください。
動物飼育	施設内でのペットの飼育はしないでください。また、面会などの際、連れ込むこともお断りします。
その他	施設で生活するにあたっては、職員の指示に従って、快適な生活を送ることができるよう、ご協力ください。

※ 感染症流行時は、面会を制限させていただくことがあります。

(３) 退所を希望される場合は、できる限り早めに担当の相談員または介護支援専門　員にご相談ください。退所した後の生活準備についてお手伝いさせていただきます。